

事例番号：260162

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

経産婦。妊娠38週1日、陣痛が開始し入院となった。胎児心拍数陣痛図は、基線細変動(+)、一過性頻脈(+)、胎児心拍数基線145拍/分であった。入院から8時間17分後、人工破膜が行われ、胎児心拍数の低下はみられなかった。その1分後、経膈分娩にて児が娩出された。羊水混濁(2+)、血性羊水がみられた。臍帯巻絡はなかった。

児の在胎週数は38週2日で、体重は3500g台であった。アプガースコアは生後1分6点、生後5分10点であった。臍帯動脈血ガス分析値はpH7.23、BE-6mmol/Lであった。生後10時間57分、保育器に収容された。体温37.0℃、心拍137回/分、呼吸90回/分、経皮的動脈血酸素飽和度96%、チアノーゼが顔面、口周、爪、足底にみられ、ミルク哺乳を行うが、哺乳できなかった。生後14時間47分、体温37.5℃、心拍153回/分、呼吸106回/分、チアノーゼは顔面、口周、四肢にみられ、血糖38mg/dLであった。その40分後、NICUに入室となった。入室時、四肢屈曲、緊張やや強く認められた。入室から4時間30分後、高次医療機関に転院となった。高次医療機関入院時よりびくつき、痙攣様の上下肢運動、易刺激性がみられた。入院時の静脈血ガス分析値はpH7.39、BE-4.9mmol/Lであった。生後1日全身強直性発作、

両上下肢の硬直がみられた。生後16日で撮影された頭部MRIでは明らかな異常が認められていないが、生後24日の脳波では、suppression burst patternを認めている。染色体検査およびアミノ酸・有機酸代謝異常スクリーニング検査に異常はなかった。その後、大田原症候群（サプレッションバーストパターンを伴う早期乳児てんかん性脳症）の疑いと診断された。

本事例は病院における事例であり、産科医1名と、助産師1名、看護師1名関わった。

## 2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、特定できないが大田原症候群（サプレッション・バーストパターンを伴う早期乳児てんかん性脳症）の可能性が考えられる。分娩時の経過において、高度な胎児低酸素症や酸血症、感染はみられておらず、脳性麻痺発症の原因となる事象は認められない。大田原症候群発症の原因は不明である。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠中における母児管理は一般的である。妊娠36週、37週に行われたNSTの判読所見が診療録に記載されていないことは一般的ではない。もし、そのNSTをノンリアクティブと評価していたならばバイオフィジカルプロファイルスコアリング（BPS）やコントラクションストレステスト（CST）などのバックアップテストを行っていないことは、一般的でない。分娩中のCTGにおいて、胎児心拍数波形レベル3の状況での分娩管理、臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

出生後の児に対する処置および新生児期に感染疑いと多呼吸にてNICU

に入室させたことは一般的である。高次医療機関への搬送は一般的である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

##### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

###### (1) 診療録の記載について

本事例において、NSTの所見が診療録に記載されていなかった。判読およびそれに基づく対応を診療録に記載することが望まれる。

###### (2) バックアップテストについて

本事例において、実施されていたNSTはノンリアクティブであった。ノンリアクティブが認められる場合には、バイオフィジカルプロファイスコアリング（BPS）やコントラクションストレステスト（CST）などのバックアップテストを実施することが望まれる。

###### (3) B群溶血性連鎖球菌スクリーニング検査について

本事例では、膣分泌物培養検査が妊娠28週に行われている。「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」では妊娠33週～37週に実施することが推奨されており、これに則って実施することが望まれる。

###### (4) 柴苓湯の投与について

妊娠中の浮腫を軽減する目的での柴苓湯の処方については、妊娠中は本来循環血漿量は増加しているが、浮腫がある場合は循環血漿量が減少している可能性があり、利尿作用のある薬剤を投与すると血漿量が更に減少する可能性があることから、再検討することが望まれる。

##### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

新生児痙攣疾患についての疫学調査を行うなど、原因解明につながる研究が行われることが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

特になし。